

## 65歳以上の高齢者と高校生世代以下の方へ 自転車用ヘルメットの購入費用を補助します！

令和5年4月1日から改正道路交通法が施行され、すべての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務となりました。自転車に乗る時は頭部を保護するヘルメットを着用しましょう。



### 《申込期間》

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）必着

※申込上限に達した場合、申込期間中でも受付を終了します。

### 対象者

市内在住の高齢者（満65歳以上）

市内在住の高校生世代以下の未成年（18歳に達する日以降の最初の3月31日を迎えるまでの市民）

※ただし、対象者が未成年の場合は、原則申請者は保護者の方となります。

### 補助の対象となるヘルメット

自転車乗車用の新品のヘルメットであって、安全基準（SG・CE・JCF・GS・CPSCマーク）に適合していること（ヘルメット購入後、6か月以内に申請が必要）

※中学校指定の通学用ヘルメットは補助の対象外です。

※令和5年度に補助を受けた対象者の方（＝ヘルメット使用者）は補助対象外です。

### 補助金額

自転車用ヘルメット購入経費の2分の1（100円未満の端数切り捨て）

補助金額の上限は3,000円です。

（例）4,500円のヘルメットを購入した場合

4,500円×1/2=2,250円（100円未満切り捨て）⇒補助金額2,200円

### その他の条件

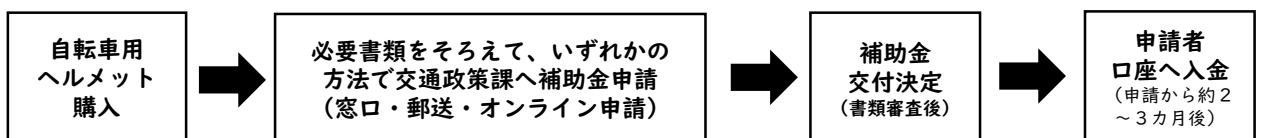
市税等の滞納がないこと

補助金交付は対象者（ヘルメット使用者）1人につき1回限り

### 申請に必要なもの

- ①申請書（別記様式第1号）
- ②領収証等の写し【購入日、ヘルメットの価格、購入店舗名、購入品名（「ヘルメット代」等ヘルメットの購入がわかるもの）が確認できるもの】
- ③ヘルメットが安全基準に適合していることが確認できる書類（保証書、取扱説明書等）の写し  
又はヘルメット全体及び安全基準に適合することを認証したマークが確認できる写真  
【窓口受付の場合、ヘルメットの現物提示でも可】
- ④誓約書（別記様式第2号）
- ⑤補助金交付請求書（別記様式第4号）
- ⑥振込希望先の口座情報の写し（預金通帳の1ページ目等の写し）
- ⑦本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等の写し）

### 申請の流れ



※申請書等は交通政策課窓口、安土町総合支所1階情報公開コーナーで配布しています。QRコードより市ホームページにアクセスし、申請書類をダウンロードできるほか、オンラインで申請することができます。



【申請・お問い合わせ先】  
近江八幡市 市民部 交通政策課  
住所：近江八幡市桜宮町236番地  
（市役所本庁2階）  
電話：0748-36-5515  
FAX：0748-36-5882